



# 日高川町 [Centralized Reformation Plan] 集中改革プランを公表

平成 17 年 3 月、国は、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定し、各地方公共団体に積極的な行政改革に努めるよう求めています。

この指針では、計画的な行政改革の推進と説明責任の担保として、行政改革大綱に基づく具体的な取り組みを集中的（平成 17 年度から平成 21 年度の 5 年間）に実施する計画「集中改革プラン」を策定し、公表するよう求められていました。本町のように平成 17 年度中に合併が行われた市町村は、例外的に平成 18 年度から平成 22 年度までの計画を平成 18 年度中に公表する

こととされています。

本町では平成 18 年 12 月に日高川町のホームページ上において公表しているところですが、本紙上ではその概要をお知らせします。

プラン策定に当たっては、「日高川町行政改革推進委員会」の皆さんからいただいたご意見等を参考に、「日高川町行政改革推進本部」で策定されたものです。

この「集中改革プラン」については、今後も検討・見直しを行い、実施状況を公表して参りますので、町民の皆様のご理解をお願い致します。

## 「集中改革プラン」の概要

公表事項については、以下のとおりです。

- |                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| ①日高川町の財政の現状        | ⑥手当の総点検をはじめとする給与の適正化 |
| ②中期財政収支見直し         | ⑦第三セクターの見直し          |
| ③事務・事業の再編・整理、廃止・統合 | ⑧経費節減等財政効果           |
| ④民間委託等の推進          | ⑨地方公営企業の経営健全化        |
| ⑤定員管理の適正化          | ⑩土地開発公社の経営健全化        |

①日高川町の財政の現状及び②中期財政収支見直しでは、経常収支比率（※注 1）89.4%や実質公債費比率（※注 2）21.8%をはじめとする各種の財政指数が悪化しています。また町の借金にあたる地方債現在高も約 240 億円と多額になっており、大変厳しい財政事情となっています。こうしたことから、住民要望に応えるべく事業推進を図って行く為には、今後 5 年間の財政収支を総額的に抑制する必要があり、その為には歳入確保と歳出削減努力が欠かせず、持続可能な財政構造の確立が必要です。こうした基本認識を基に、以下の施策を行って参ります。

③事務・事業の再編・整理、廃止・統合については、まず住民の皆さんの利便性や多様化するニーズに機動的・弾力的に対処するため行政組織の簡素化を図る為に役場の組織機構を改編するとともに、事務・事業の見直しを図って行きます。

④民間委託等の推進では、町の公有財産（施設）の内 130 施設中、25 施設は、指定管理者制度（※注 3）を採用し、残り 105 施設については、今後その管理方法を検討します。

⑤定員管理の適正化では、一般職員を中心に今後 5 年間で 31 名の退職が予想されますが、採用については抑制し、人員削減を行います。

⑥手当の総点検をはじめとする給与の適正化では、今後、役場組織の変更により、機動的な人材活用を図る様にすることで時間外勤務手当の抑制を図り、また、管理職ポストを削減することで、管理職手当を削減します。

⑦第三セクター（※注 4）の見直しでは、町の観光関連施設の管理運営を統合した財団法人（日高川町ふるさと振興公社）に管理指定することで、より独立採算で事業展開が出来るよう期していますが、今後民法法人から商法法人等への移行を視野に入れ、管理施設等の検討を続けます。

⑧経費節減等財政効果では、今後 5 年間で、職員給の抑制を中心に 2 億 8,300 万円規模の人員費の削減を、また、機構改革を行うことで管理職ポストの削減効果として 300 万円を、更に町有施設の管理経費の節減として 680 万円程度を、各種団体等に対する町補

助金の見直しにより260万円程度を、役場内部管理経費の節減を行う上から事務機器等の維持費用の見直しにより1,700万円程度をそれぞれ節減する予定にしています。

⑨地方公営企業の経営健全化では、簡易水道事業・公共下水道事業は、共に住民生活にとってライフ・ラインであり、基本的には出来る限りの整備促進を図ることを一義的に考え、極力経費節減に努めることとします。

⑩土地開発公社の経営健全化では、特段の事業計画もなされていないことから、今後も引き続き経営努力を行うこととしています。

なお、詳しくは町ホームページに掲載しています。  
[http://www.town.hidakagawa.lg.jp]

—お問い合わせ—

行政改革推進室 ☎22-1767

e-mail gyokaku@town.hidakagawa.lg.jp

## ●用語注釈●

注1：経常一般財源（地方税や普通交付税等）中に占める経常経費の割合を言い、この比率が低い程、財政構造に弾力性があることを示します。

注2：従来、起債制限比率という指標が用いられてきましたが、それは標準財政規模（普通交付税と標準税収入額を合算したもの）から普通交付税に算入される元利償還金を除いた額に占める公債費（普通交付税で算入される元利償還金を除く長期債の元利償還金）の割合だったのですが、これらに加えて公営企業会計等への繰出金の内、長期債の償還金に相当する分を算入して求めた指標で、18%を超えると黄色信号、25%を超えると危険信号といわれ、一部の地方債の発行が制限されることとなります。

注3：従来、地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理を、株式会社・民間事業者などの団体にもさせることができるというもの。

注4：行政と企業の共同出資による法人のことで、国や地方公共団体が経営する公企業を第一セクターと呼び、私企業を第二セクターとし、それらとは異なる第三の方式による法人のことを指します。

### 2月 日程表

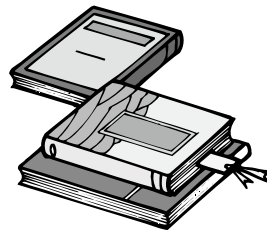
地区	1回目	2回目	場 所	時 間
川 辺	6日 (火)	20日 (火)	山野小体育館前	12:30~13:15
			江川公民館	15:00~15:45
			和佐公民館	16:00~16:45
中 津	8日 (木)	22日 (木)	中津小体育館前	12:40~13:20
			旧川中支所	13:45~14:25
美 山	9日 (金)	23日 (金)	役場寒川出張所	14:45~15:25
			平スポーツセンター	15:45~16:25

### 3月 日程表

地区	1回目	2回目	場 所	時 間
川 辺	6日 (火)	20日 (火)	山野小体育館前	12:30~13:15
			江川公民館	15:00~15:45
			和佐公民館	16:00~16:45
中 津	8日 (木)	22日 (木)	中津小体育館前	12:40~13:20
			旧川中支所	13:45~14:25
美 山	9日 (金)	23日 (金)	役場寒川出張所	14:45~15:25
			平スポーツセンター	15:45~16:25

※返却を忘れていた公民館図書がありましたら、早急に最寄りの公民館、または、かしの木号までお返し下さい。

町の図書室から離れた地域の方々にも、本を利用していただくために、一般書・児童書約200冊をかしの木号に載せ、本の貸し出しを行っています。



かしの木号が  
やってくる

※移動の関係上、若干開催時間が前後する場合がございます。  
※荒天、警報発令時は急きょ中止させて頂きます。  
お問い合わせ 川辺公民館 ☎ 22-9553